

1. この調査票は、商業統計表および商店名簿を作成するために使用されます。したがって個々の調査票は、登録その他の直接申告者に利害関係を生ずるような目的には使用しません。

2. この調査は、統計法（昭和二十二年三月二十六日法律第十八号）に基き指定統計調査でありますから、申告しなかつた場合、虚偽の申告をした場合、この調査の事務に従事するものが調査の内容を他に明らかにした場合は、同法によつて処罰されます。

都道府県番号	市区町村番号	昭和35年商業統計調査 商業調査票丙 (飲食店調査用)		調査区番号	(市区郡単位) 一連番号
1 (ふりがな) 商店名					
2 商店所在地		(都道府県名以下番地まで記入して下さい。) (電話 局 番) 番地			
3 経営組織	該当する番号を○で かこんで下さい。	1 法人	2 個人	4 商店の開業年 現在の場所 を始めた年を 記入して下さい。	明治 大正 昭和
5 業種	該当する番号を○で かこんで下さい。	1 食堂 2 中華料理店 3 酒場 4 サロン・キャバレー・ナイトクラブ	5 料理割ほう店 6 そば・うどん店 7 パー 8 ナイトクラブ	9 喫茶店 10 喫茶店 11 喫茶店	12 その他
6 従業者数	昭和35年6月1日現在	イ 個人事業主および家族従業者	ロ 会社・団体の有給役員	ハ 常用労働者	イ、ロ、ハの合計 臨時・日雇の労働者
7 商品販売額	昭和34年6月1日から 昭和35年5月31日まで	十億 億 千万 百万 十万 万 千円			
申告者の記名および押印				調査員押印	市区町村職員押印
備考	※符号	3	4	5	6 7

○欄は市区町村で記入して下さい。◎欄は都道府県で記入して下さい。※欄は記入しないで下さい。

通商産業省

記入注意

- 1 一般事項
- (1) 調査票には、青インキまたは黒インキを用いて、明りように記入して下さい。
 - (2) 調査の時期に休業している商店もこの調査票を提出して下さい。3月1日以前から引続き休業している商店はその必要はありません。
- 2 調査事項別記入注意
- (5) 業種 飲食店の業種分類表によつて記入して下さい。
 - (6) 従業者数
 - (a) 従業者とは、主としてこの店の業務に従事している者をいいます。
 - (b) 昭和35年6月1日（または、これに最も近い給与締切日）現在の在籍者について記入して下さい。在籍者とは、毎日出勤しているということだけでなく、賃金台帳にのつているということでもあります。しかし長期欠勤者で1か月以上いかなる給与も受けていなかったものは在籍者であっても含めません。
 - (c) 「個人事業主」とは、個人（法人格のない組合を含む。）経営の商店の主人であつて、その店の実際の業務に従事しているものをいいます。
 - (d) 「家族従業者」とは、事業主と生計を共にしている家族であつて主としてその店の仕事に従事していて給与（小遣銀程度は給与とみなない）を受けていないものをいいます。
 - (e) 「会社・団体の有給役員」とは、会社では社長、取締役、監査役などの重役、また団体では理事、監事などの役員であつて、主としてこの店の業務に従事しているものをいいます。
 - (f) 「常用労働者」とは、一定の期間を定めず、または1か月以上の期間を定めて雇用している者をいいます。賃金を支払われている家族従業者はここに入ります。また過去2か月間にそれぞれ18日以上雇用し、また過去6か月間において通算して60日以上雇用した臨時、日雇の労働者もここに含めます。
 - (g) 「臨時・日雇の労働者」とは、30日未満の期間を定めて雇われる者および日々雇われる者をいいます。
 - (8) 備考欄の記入事項
 - (a) 昭和34年6月1日以降に開業した商店は、その開業した年月日を記入して下さい。
 - (b) 昭和35年3月1日以降に休業した商店は、その休業した年月日を記入して下さい。

飲食店の業種分類表

業種名	定義	内容	例示
1. 食堂	主として主食をその場で飲食させる店	食堂、外食券食堂、飯屋、釜めし屋、茶めし屋、にぎりめし屋	
2. 料理店	主として日本料理をその場で飲食させる店	料理屋、割ほう店、料亭、日本料理店、沖縄料理店、かば焼屋、天婦羅料理店、川魚料理店、すきやき・牛なべ店、精進料理店、鳥料理店、すばん料理店、お好み焼店	
3. 西洋料理店	主として外国料理（中国・台湾・朝鮮を除く）をその場で飲食させる店	西洋料理店、レストラン、グリル、キッチン、ロシヤ料理店、インド料理店、タイ料理店、ドイツ料理店、フランス料理店、イタリア料理店、ジャワ料理店、とんかつ・ピフテキ料理店	
4. 中華料理店	主として中華料理をその場で飲食させる店	中華料理店、北京料理店、上海料理店、広東料理店、満洲料理店、台湾料理店、シンガポール料理店、ギョーザ店、中華そば店	
5. そば・うどん店	主としてそば、うどんをその場で飲食させる店	そば屋、うどん屋、そば料理店	
6. すし屋	主としてすしをその場で飲食させる店	すし屋	
7. 酒場	主として日本酒を取扱い軽度の料理をその場で飲食させる店	居酒屋、やきとり屋、おでん屋、もつやき屋、大衆酒場、のみ屋、酒蔵	
8. パー	主として洋酒を取扱い軽度の料理をその場で飲食させる店	パー、スタンドパー	
9. ビヤホール	主としてビールを取扱い軽度の料理をその場で飲食させる店	ビヤホール、ビヤガーデン	
10. サロン・キャバレー・ナイトクラブ	客席で客の接待をし、飲食または遊興させる店（料理割ほう店等を除く）	カフェー、サロン、キャバレー、ナイトクラブ、アルバイツサロン	
11. 喫茶店	主として清涼飲料水、コーヒー、紅茶および軽度の料理をその場で飲食させる店	喫茶店、フルーツパーラー、ミルクホール、汁粉屋、コーヒー店、コーヒーパーラー、音楽喫茶、純喫茶	
12. その他	主として大福、今川焼、ところ天、氷水および湯茶をその場で飲食させる店および1〜11以外の飲食店	茶店、大福屋、今川焼屋、トコロテン屋、氷水屋、休憩所、甘酒屋、ドライブイン	